

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、被災者によると、昭和〇年から数年間の学生時代にA会社（以下「会社」という。）B工場（以下「事業場」という。）において、石綿ばく露作業に従事していたという。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院を受診し、「小細胞肺癌」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

被災者は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、休業補償給付を請求したが、監督署長の処分前の平成〇年〇月〇日に死亡した。

- 3 本件は、請求人が未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の本件疾病は石綿ばく露に起因するものである旨を主張することから、検討すると以下のとおりである。

(2) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(3) 被災者に発症した本件疾病について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「画像と腫瘍マーカーから小細胞肺癌と診断した」と述べ、E医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、「原発性肺癌と考えられ、胸膜プラークを認め、胸壁の1/4以上に相当する。線維化陰影は見られず、石綿肺所見は0型である」と述べている。当審査会も、上記各医師の意見は相当であり、被災者の疾病は原発性の肺癌であり、胸壁の内側1/4以上の胸膜プラークの広がりがあることも事実であると判断する。

(4) そこで、認定基準に基づき、被災者について、1年以上の石綿ばく露作業への従事歴があるかを検討すると、以下のとおりである。

請求人は、被災者が大学在学中の昭和○年から昭和○年頃まで、事業場でアルバイトをしていた旨主張し、Fも遺族より提示された学生時代の写真から、被災者が事業場に勤務していたことを肯定する申述をしている。もっとも、Fの申述は、被災者と一緒に働いたものではないとし、就業時にすれ違って顔を合わせる程度であったとしていることから見て、あいまいな証言であると言わざるを得ない。当審査会としては、改めて一件記録において、被災者が事業場において就労していたことを推認しうる記録や申述等がないかを精査するも、見つけることはできなかった。就労先の状況や作業場所等にかかる被災者の申

述は、決定書理由に説示のとおり、事業場の回答内容とは著しく相違していること、上記のとおり、Fの申述はあいまいであり、そもそも〇年ないし〇年を経過した後の記憶であること等の事実を鑑みると、被災者が事業場において労働者として勤務していたことを事実であると認めることはできないといわざるを得ない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。